



令和7年2月5日

嵐山町長 佐久間 孝光 様

嵐山町特別職報酬等審議会

会長 奥田 定男

議会議員の報酬及び特別職の給料について（答申）

当審議会は、貴職より諮問された議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額の改定について、令和7年1月29日に審議会を開催し、提出された資料等に基づき慎重に審議をした結果、下記のとおり答申します。

記

1 議会議員の報酬の額について

(1) 報酬月額

職名	現行額	答申額	増減
議長	318,000円	328,000円	10,000円
副議長	253,000円	263,000円	10,000円
常任委員長	232,000円	251,000円	19,000円
議会運営委員長	232,000円	251,000円	19,000円
特別委員長	232,000円	251,000円	19,000円
議員	224,000円	242,000円	18,000円

2 町長、副町長及び教育長の給料の額について

(1) 給与月額

職名	現行額	答申額	増減
町長	678,000円	726,000円	48,000円
副町長	576,000円	605,000円	29,000円
教育長	547,000円	563,000円	16,000円

3 改定時期 令和7年4月1日

#### 4 答申の理由

嵐山町では、議会議員の報酬及び特別職の給料については、平成15年に減額改定し、特別職の給料については、さらに平成21年に減額改定以降、見直しを実施していない。

近年、急激な物価高騰や民間企業の賃金水準の上昇など社会経済情勢の変化が著しい中、全国町村議会議長会は、町議会議員のなり手不足問題の深刻化などを危惧し、「町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議」を行い、令和6年12月には、町議会から町へ議員報酬の見直しについての要望書が提出された。

また、令和6年8月の人事院勧告では、職員給与の引き上げ及び地域手当の見直しが示され、今後、職員給与の大幅なベースアップが実施される。

本審議会では、議会議員の報酬について、約20年間改定が行われていないこと、嵐山町議会の定例会・委員会の開催日数や活動内容等を考慮すると引き上げることは当然であると判断する。議会のさらなる活性化と、今後、議員を志す優秀な人材確保を図るためにも議会議員の報酬を見直すことが適正である。

よって、職による活動量を考慮し、議長報酬は328,000円、副議長は、263,000円、常任委員長等は、251,000円、議員は242,000円とすることが妥当であると考える。

さらに、特別職の給料については、平成21年に町長の給料額を△6.6%、副町長の給料額を△4.8%と大幅な減額を実施し、県内及び郡内町村でも下位に位置している。社会経済情勢の著しい変化や町職員の給与の見直しを鑑みるとともに、特別職の給料は、町政の運営を担う重要な職責であることから、人口規模及びその職に応じた適正な額とするべきである。よって、町長は726,000円、副町長605,000円、教育長は、563,000円とすることが妥当であると考える。